

生保基準引き下げは違憲… 富山「生存権裁判」

第2回 口頭弁論

10月7日
富山地裁で

今度も、傍聴席（35席）をいっぱい



富山地裁に向かう弁護団と「反-貧困 ネット」のメンバー（2015.1/8）

第2回・口頭弁論

- 10月7日（水）
14時～14時30分
- 富山地裁・第1号法廷
パワーポイントを使って弁論。

弁護団 見て、聞いて…わかる弁論

生活保護基準の引き下げは憲法二十五条違反——今年1月8日、富山市在住の生活保護受給者二人が富山市と国を相手に富山地裁に提訴。「富山生存権裁判」の第2回「口頭弁論」が十月七日、富山地裁の第一号法廷で行われます。第一回目の口頭弁論は六月二日に行われ、マスコミも注目し報道しました。2回目も「傍聴席をいっぱい」…：会員の皆さんをはじめ多数の参加をよびかけます。

原告も出席

2回目の口頭弁論にも、原告1人が出席します。また、原告側の弁護団は、1回目について、パワーポイントを使って「見て、聞いて、わかる弁論」を展開します。口頭弁論終了後、マスコミに案内し、「報告集会・記者会見」（別記）を開催します。

社会的アピールの機会

「生存権裁判」は、生活保護基準引き下げの不当性を明らかにし、国に撤回を求めるものですが、同時に、多くの国民・県民に、社会的背景

第1回・口頭弁論（6/22）

45人が傍聴に来てくださり、傍聴席には39人しか入れませんでした。
●数人の方が傍聴できず帰っていただきました。本当に申し訳ありませんでした。

傍聴希望者

事前に申し出を！
メール； info@fureai.tv
会場へは早めに。

と貧困の現状を社会にアピールする目的があります。わかりやすい弁論は、マスコミ報道に影響し、裁判長の理解を促します。また、大勢の傍聴者は、関心の拡がりの反映として裁判長にもインパクトを与えます。

第2回口頭弁論 報告集会

…記者会見…

- 10月7日（水）14時40分より
 - 富山県弁護士会館・3階会議室
- …口頭弁論の傍聴に引き続き、参加をお願いします…



反-貧困ネットワークとやま ニュース

No.12 2015. 10/1 発行；ネット事務局 E-mail； info@fureai.tv